

「ICT活用の手引」

～福岡県立輝翔館中等教育学校～

令和4年12月13日 第1版

情報化推進

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	3
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	3
4	健康面への配慮	3
5	トラブルが起きた場合の対応	3
6	その他	4

第1条 タブレット端末（Chromebook）使用の際のルール及び注意点

(1) タブレット端末（Chromebook）について

- ① 端末、充電用ケーブルを在籍期間中貸出しを行う。
- ② 端末、充電用ケーブルは在学中同じものを使用する。
- ③ 本校を卒業、または転退学等をする場合は速やかに端末、充電用ケーブルを返却する。
- ④ 端末は毎日持ち帰ることを基本とする。
- ⑤ 端末の充電は家庭で行う。

(2) タブレット端末（Chromebook）の利用について

- ① 端末は校内、および家庭での学習活動に使用する。
- ② 端末を学習活動以外で使用することは禁止する。
- ③ 端末を校内で使用する場合は、授業、課外授業、特別活動等に関する学習時間のみに利用する。それ以外の時間に使用する際は、担当教員の許可を得る。
- ④ 許可を得る場合、生徒は担当教員に許可を得た上で、GoogleForms「端末時間外利用許可」へ入力をする。
- ⑤ GoogleForms「端末時間外利用許可」の確認を求められた場合、生徒は送信画面を提示する。
- ⑥ 端末に許可なくソフトウェアをインストールしたり、本体の設定を変更してはならない。
- ⑦ 端末を家庭のネットワーク環境に接続することができる。
- ⑧ 端末を駅や店舗等の公衆無線LAN(無料Wi-Fiスポット等)に接続してはならない。
- ⑨ 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意する。
- ⑩ 生徒が端末を使って連絡をやり取りするのは、生活時間（8：00～21：00）を基本とする。
- ⑪ その他、端末の利用規定は生徒部が定める「生徒指導規定 第4章 及び 第5章」に基づき運用を行う。違反が発覚した場合は規定に従って対処する。

(3) SIMカードの貸出について

- ① 家庭でのネットワーク環境が整っていない家庭に対し学校が必要と認めた場合にSIMカードを貸出す。
- ② 貸出す基準は事前に行っている、「オンライン学習充実のためのICT機器調査」にて、ネットワーク環境が不十分であると認められた生徒とする。
(例：家庭にWi-Fi環境が整っていない。スマホの通信料に制限がある。など)
- ③ 学習目的以外での利用は禁止とする。
- ④ 通信データ量は1日500MB（動画再生4時間程度）を基準とする。
- ⑤ その他、学校が必要だと判断した場合、福岡県教育庁と協議の上貸出すことがある。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- (1) Chromebook のアカウントは学校管理アカウントを使用し、原則として公用の端末を用いて使用する。使用期間は在学中とし、アカウントの ID やパスワードの管理を適切に行う。
- (2) パスワードは、情報漏洩等の観点から第三者に教えない。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- (1) 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしない。
- (2) 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まない。
- (3) 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談する。

4 健康面への配慮

- (1) 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30 c m 以上離す。
- (2) 長時間継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休める。

5 トラブルが起きた場合の対応

- (1) 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、本校担当教員に Classi や GoogleClassroom など活用し報告・連絡をする。緊急を要する場合は学校へ連絡する。
- (2) 報告した後、生徒は「貸与物品紛失・破損届」を提出する。
- (3) 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがある。
- (4) ネットトラブルに関しては、本校担当教員又は次の相談窓口にご相談する。

[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](#)（電話 0120-494-100）

6 その他

(生徒にタブレット端末を貸出す際の点検の協力について)

- タブレット端末を貸出しを開始する際、機器の点検を生徒本人と保護者へアンケート形式で実施する。
- チェックした後は「学校端末 (Chromebook) チェックシート」のフォームへ入力すること。

(生徒にICT活用の効果検証を行うアンケートを実施する旨の周知)

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施する。

(機器の故障・ネットワークトラブルの際の対応 (学習の継続) についての周知)

- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置をとる。

学校端末（chromebook）の貸出に関する留意事項

- 1 学校端末の管理は生徒と保護者の責任の下、使用してください。
- 2 貸出期間中は、保護者の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習活動以外の使用は厳禁です。
- 4 LTE 端末の場合、SIM カードは端末本体から取り外さないでください。
- 5 許可なくソフトウェアをインストールしたり本体の設定を変更したりしないでください。
- 6 学校端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続しないでください。
- 7 端末は精密機器です。落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 9 機器の故障や破損、紛失が発生した場合は、速やかに担任の先生に連絡してください。

学校端末（Chromebook）チェックシート

福岡県学校教育 ICT 活用推進方針に基づき、学校端末（Chromebook）を在学中貸出すこととなっております。今後、学校端末を快適に利用していただくために以下の項目をチェックしていただき、Google フォームへの入力をお願いします。

チェックした日付 年 月 日	端末の管理番号（機器の裏面：7桁の番号） KSPC195- <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>							
出席番号(4桁の番号)	氏名（自署）							

- 電源は正しく入るか
 - 充電は正しくできるか。（充電コードを指すと電源ランプがオレンジか白に光るか。）
 - USB やイヤホン、SD カード等を挿入する部分に異物が入っていないか。
 - タブレット端末を開いたときにスムーズに開くか。（開く際に異音はしないか。）
 - キーボードやタッチパットに破損はないか。
 - 画面に破損や異常はないか。
 - 画面の上部とキーボードについているカメラに異常はないか。
- その他機器で気になる点がありましたらご記入をお願いします。

--

これらの内容を Google フォームへ入力をお願いします。⇒

以上のことを確認しました。

保護者氏名（自署）	
-----------	--



学校端末チェックシート QRコード

担任	情報化推進主任	生徒部長	教務部長	事務長	教頭	校長

貸与物品紛失・破損届

区 分	紛失 ・ 破損 (○で囲む)					
学 校	福岡県立輝翔館中等教育学校					
生 徒 氏 名						
学 年 等	年 組 番					
対 象	Chromebook 本体 ・ 電源ケーブル (○で囲む)					
管 理 番 号 (Chromebook 本体の場合のみ)	KSPC195-	<input type="text"/>				
紛失・毀損発生日	年 月 日					
発生時の状況						
上記の通り、貸付物品を紛失・破損しましたので報告します。						
年 月 日						
福岡県立輝翔館中等教育学校長 殿						
生徒氏名 : _____						
保護者等名 : _____ (印)						

※太枠内を記入してください。

今後の対応